

### 第3節 支給申請

#### 居宅生活支援費

##### 1 申請者

###### (1) 申請者

次のいずれかに該当する者が市町村に対し、支援費の支給を申請する。

- ア 身障法第17条の5第1項の規定により居宅生活支援費の支給の申請をしようとする身体上の障害がある者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの（以下「身体障害者」という）
- イ 知障法第15条の6第1項の規定により居宅生活支援費の支給の申請をしようとする18歳以上の知的障害者（知的障害者地域生活援助にあっては、15歳以上の知的障害者を含む）
- ウ 児福法第21条の11第1項の規定により居宅生活支援費の支給の申請をしようとする18歳未満の身体障害者又は知的障害者（以下児福法第6条の2第2項に規定する「障害児」という）の保護者

###### (2) 申請の代行

支援費支給申請の代行は、障害者本人の支援費支給申請の意思表示の内容を本人に代わり伝える行為であり、本人から申請の代行の依頼を受けたものであれば、誰であっても可能である。また、必ずしも書面により依頼されている必要はない。

委任状を求めるか、窓口でどのような対応をするか等については、基本的に市町村の判断と考えるが、障害者本人に実際の申請意思があるか否かについては、勘案事項の聴き取り等による支給決定手続の過程において確認できることから、申請時に一律に委任状の提出を求める必要はない。

###### (3) 代理人による申請

障害者本人が、第三者に対して支援費支給申請に係る法律行為を行うことを内容とする代理権を授与した場合には、当該第三者は、本人の「代理人」として支援費支給申請が可能である。

代理の場合は、障害者本人から代理権を授与されていることが必要であるが、障害者本人の意思表示に基づく代理権授与であるかどうかについては、勘案事項の聴き取り等による支給決定手続の過程において確認できることから、申請時に一律に委任状の提出を求める必要はない。

なお、知的障害者等で判断能力を欠く常況にある者であって、成年後見人が選任されている者の支援費支給申請は、成年後見人が障害者本人に代わって支援費支給申請を行うことになる。

## 2 申請方法

申請者は、援護の実施者である市町村に対して、利用を希望するサービスの種類ごとに、支援費の支給申請を行う。

### (1) 申請の種類

- ア 居宅介護
- イ デイサービス
- ウ 短期入所
- エ 知的障害者地域生活援助

### (2) 申請に必要な書類

居宅生活支援費の支給の申請をしようとする申請者は、次のアに掲げる事項を記載した支給申請書（様式第1号）及びイの添付書類を、市町村に提出しなければならない。

ア 申請書の記載事項（身障法施行規則第9条の2第1項、知障法施行規則第7条第1項、児福法第20条第1項）

氏名、性別、居住地及び生年月日

居宅生活支援費の受給の状況

施設訓練費等の受給の状況（障害児の保護者による申請の場合を除く）

現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービス（同法第7条第5項に規定する居宅サービスのうち、同条第6項に規定する訪問介護、同条第12項に規定する通所介護及び同条第13項に規定する短期入所生活介護をいう）を利用している場合には、その利用の状況（障害児の保護者による申請の場合を除く）

当該申請に係る居宅生活支援の具体的内容

扶養義務者の氏名、住所及び申請者との続柄

イ 申請書に添付する書類（身障法施行規則第9条の2第2項、知障法施行規則第7条第2項、児福法施行規則第20条第2項）

居宅利用者負担額の算定のために必要な事項に関する書類

現に居宅支給決定を受けている場合には、当該居宅受給者証

ウ 医師の診断書（身障法施行規則第9条の2第3項、知障法施行規則第7条第3項、児福法施行規則第20条第3項）

イに掲げる書類の他、支給決定の際に「障害の種類及び程度その他の心身の状況」を勘案するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求め

るものとする。

### 3 申請書の記載方法

#### (1) 「申請者」欄

1の(1)の申請者の氏名、居住地、電話番号、生年月日及び性別を記載する。  
なお、居住地は、申請者の居住地又は現在地(援護の実施者を決定する上で、その判断基準となる障害者の居住地又は現在地と同一)の住所を記載する。

「申請者」とは、居宅又は施設サービスの利用者本人のことである。したがって、申請が代理人又は代行者により行われる場合には、本人が「申請者」となる。ただし、申請が18歳未満の障害児の保護者により行われる場合には、障害児本人ではなく、当該保護者が「申請者」となる。

#### (2) 「支給申請に係る児童氏名」欄

障害児の保護者が申請を行った場合、当該支給申請に係る児童の氏名、生年月日、性別及び申請者との続柄を記載する。

#### (3) 「利用者負担額扶養義務者分対象者氏名」欄

当該支給申請に係る扶養義務者の氏名、居住地、電話番号及び申請者との続柄を記載する。

#### (4) 「身体障害者手帳番号」「療育手帳番号」欄

当該支給申請に係る障害者(児)の所持する身体障害者手帳番号又は療育手帳番号を記載する。

#### (5) 「サービス利用の状況」欄

申請時点で利用している「居宅サービス」「施設サービス」「介護保険」の利用状況について、支援費制度以外のサービスも含め、その内容を具体的に記載する。

##### ア 居宅サービス

サービスの種類、内容、期間、量、事業者名等

##### イ 施設サービス

施設名、期間等

##### ウ 介護保険

サービスの種類、内容、事業者名等

#### (6) 「申請する支援の種類・内容」欄

「居宅介護」「デイサービス」「短期入所」「知的障害者地域生活援助(グループホーム)」のサービスの種類及び区分ごとに、希望するサービスの内容、支給量を

具体的に記載する。

#### (7) 「届出者」欄

申請が障害者本人の代理により行われる場合、代理人の をチェック、又は塗りつぶし、当該代理人の氏名、居住地、電話番号、申請者との関係を記載する。

また、申請が障害者本人の代行者により行われる場合、代行者の をチェック、又は塗りつぶし、当該代行者の氏名、住所、電話番号及び申請者との関係を記載する。

なお、障害者本人の代理人等であることを証明する委任状等があれば、申請書とともに提出するのが望ましい。

### 施設訓練等支援費

#### 1 申請者

##### (1) 申請者

次のいずれかに該当する者が市町村に対し、支援費の支給を申請する。

ア 身障法第17条の1第1項の規定により施設訓練等支援費の支給の申請をしようとする身体障害者

イ 知障法第15条の1第1項の規定により施設訓練等支援費の支給の申請をしようとする18歳以上の知的障害者

##### (2) 申請の代行

支援費支給申請の代行は、障害者本人の支援費支給申請の意思表示の内容を本人に代わり伝える行為であり、本人から申請の代行の依頼を受けたものであれば、誰であっても可能である。また、必ずしも書面により依頼されている必要はない。

委任状を求めるか、窓口でどのような対応をするか等については、基本的に市町村の判断と考えるが、障害者本人に実際の申請意思があるか否かについては、勘案事項の聴き取り等による支給決定手続の過程において確認できることから、申請時に一律に委任状の提出を求める必要はない。

##### (3) 代理人による申請

障害者本人が、第三者に対して支援費支給申請に係る法律行為を行うことを内容とする代理権を授与した場合には、当該第三者は、本人の「代理人」として支援費支給申請が可能である。

代理の場合は、障害者本人から代理権を授与されていることが必要であるが、障害者本人の意思表示に基づく代理権授与であるかどうかについては、勘案事項の聴き取り等による支給決定手続の過程において確認できることから、申請時

に一律に委任状の提出を求める必要はない。

なお、知的障害者等で判断能力を欠く常況にある者であって、成年後見人が選任されている者の支援費支給申請は、成年後見人が障害者本人に代わって支援費支給申請を行うことになる。

(4) 児福法第63条の4及び第63条の5の規定に基づき、15歳以上18歳未満の障害児が成人施設を利用する場合の申請

申請は、当該障害児が障害者とみなされることから、当該障害児本人が行う(身障法第17条の11及び第49条の2、知障法第15条の2及び附則第3項)。

## 2 申請方法

申請者は、援護の実施者である市町村に対して、利用を希望する施設の種類ごとに、支援費の支給申請を行う。

(1) 申請の種類

- ア 身体障害者更生施設
- イ 身体障害者療護施設
- ウ 身体障害者授産施設
- エ 知的障害者更生施設
- オ 知的障害者授産施設
- カ 知的障害者通勤寮
- キ 心身障害者福祉協会の設置する福祉施設

(2) 申請に必要な書類

施設訓練等支援費の支給の申請をしようとする申請者は、次のアに掲げる事項を記載した支給申請書及びイの添付書類を、市町村に提出しなければならない。

ア 申請書の記載事項(身障法施行規則第9条の16第1項、知障法施行規則第21条第1項)

- 氏名、性別、居住地及び生年月日
- 施設訓練等支援費の受給の状況
- 居宅生活支援費の受給の状況
- 当該申請に係る施設支援の具体的内容
- 扶養義務者の氏名、住所及び申請者との続柄

イ 申請書に添付する書類(身障法施行規則第9条の16第2項、知障法施行規則第21条第2項)

- 施設利用者負担額の算定のために必要な事項に関する書類

現に施設支給決定を受けている場合には、当該施設受給者証

ウ 医師の診断書（身障法施行規則第9条の16第3項、知障法施行規則第21条第3項）

イに掲げる書類のほか、支給決定の際に「障害の種類及び程度その他の心身の状況」を勘案するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

### 3 申請書の記載方法

#### (1) 「申請者」欄

1の(1)の申請者の氏名、居住地、電話番号、生年月日及び性別を記載する。  
なお、居住地は、申請者の居住地又は現在地（援護の実施者を決定する上で、その判断基準となる障害者の居住地又は現在地と同一）の住所を記載する。

「申請者」とは、居宅又は施設サービスの利用者本人のことである。したがって、申請が代理人又は代行者により行われる場合には、本人が「申請者」となる。ただし、申請が18歳未満の障害児の保護者により行われる場合には、障害児本人ではなく、当該保護者が「申請者」となる。

#### (2) 「利用者負担額扶養義務者分対象者氏名」欄

当該支給申請に係る扶養義務者の氏名、居住地、電話番号及び申請者との続柄を記載する。

#### (3) 「身体障害者手帳番号」「療育手帳番号」欄

当該支給申請に係る障害者の所持する身体障害者手帳番号又は療育手帳番号を記載する。

#### (4) 「サービス利用の状況」欄

申請時点で利用している「居宅サービス」「施設サービス」「介護保険」の利用状況について、支援費制度以外のサービスも含め、その内容を具体的に記載する。

##### ア 居宅サービス

サービスの種類、内容、期間、量、事業者名等

##### イ 施設サービス

施設名、期間等

##### ウ 介護保険

サービスの種類、内容、事業者名等

#### (5) 「申請する支援の種類・内容」欄

利用を希望する施設種別の をチェック、又は塗りつぶし、入所又は通所の種別のある施設については、当該種別のいずれかを丸で囲む。

(6)「届出者」欄

申請が障害者本人の代理により行われる場合、代理人の をチェック、又は塗りつぶし、当該代理人の氏名、居住地、電話番号及び申請者との関係を記載する。

また、申請が障害者本人の代行者により行われる場合、代行者の をチェック、又は塗りつぶし、当該代行者の氏名、住所、電話番号及び申請者との関係を記載する。

なお、障害者本人の代理人等であることを証明する委任状等があれば、申請書とともに提出するのが望ましい。